三十四　課が置かれない地方防衛事務所（前号に掲げるものを除く。）	百五十三　この項第二欄第三十四号に掲げる部局又は機関等において「その他防衛事務所」という。）の防衛事務所の長を助け、その他防衛事務所の事務を整理する職制上の段階	次長	
	百五十四　その他防衛事務所の長の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第百五十六号に規定する事務を整理するのつかさどる官職の属する職制上の段階	監査官	
	百五十五　その他防衛事務所の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
	百五十六　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
三十五　地方防衛局、地方防衛支局又は地方防衛事務所の所掌事務を分掌する出張所	百五十七　この項第二欄第三十五号に掲げる部局又は機関等の長の属する職制上の段階	所長	
	百五十八　この項第二欄第三十五号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
	百五十九　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	一　内部部局	一　内部部局の課長の指揮監督を受け、内部部局の課の所掌事務のうち、この項第一欄に掲げる事務（以下「研究」という。）を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
		二　前号に規定する官職の指揮監督を受け、特定の専門的事項に関する研究を行う官職の属する職制上の段階	上席主任研究官
		三　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	主任研究官

二　防衛研究所	四　防衛研究所の部長の属する職制上の段階	部長	
	五　防衛研究所の研究室長の属する職制上の段階	研究室長	
	六　前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	主任研究官	
	七　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員	
三　幕僚監部	八　幕僚監部の課の所掌事務のうち、研究に関する室の長の属する職制上の段階	室長	
	九　前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号及び第十一号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	総括主任研究官	
	十　第八号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	主任研究官	
	十一　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員	
四　自衛艦隊司令部、航空総隊司令部及び航空開発実験集団司令部	十二　この項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等の所掌事務の一部を分掌する幕僚又は部長（以下この項において「自衛艦隊司令部等」という。）の幕僚監部第十四号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	総括主任研究官	